

# 代理人選任届

(あて先) 狭山市長

令和 年 月 日

新しく登録する印

《委任者》

住所： 狭山市 \_\_\_\_\_

マンション・アパート名等 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： 明・大・昭・平・令・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

電話番号： \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

《本人が来庁できない理由》

・私は、次の委任事項を、下記の者に委任しましたので届けます。

《委任事項》

- 1 印鑑登録の申請をすること
- 2 印鑑登録の廃止または登録証（カード）の亡失届をすること

《代理人》（代理人欄も登録申請者本人が記入してください）

住所： \_\_\_\_\_

マンション・アパート名等 \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

生年月日： 明・大・昭・平・令・西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この用紙はすべて登録申請者本人が記入してください。

## ◎代理人による印鑑登録申請

印鑑登録は、本人申請が原則です。やむを得ない理由により、来庁できない方はこの代理人選任届を使用して、申請いただけます。

- 1 代理人選任届は、委任者が全て「記入」及び「押印」するもので、代理人の方は一切手を加えないで下さい。
- 2 廃止だけの場合は、現在の登録印を押してください。
- 3 ≪本人が来庁できない理由≫は、明確に記入してください。  
例 : 平日の日中は仕事をしているので、窓口に行けないため
- 4 新しく登録する印鑑は、必ずお持ち下さい。

## ◎注意事項

- ※ 代理人による印鑑登録申請の場合、当日はご申請のみとなります。本人確認のために郵送にて照会書をお送りしますので、印鑑登録証及び印鑑証明書の交付には日数がかかります。
- ※ 印鑑登録は、一人につき、印鑑1つです。同じ世帯で「同じ印鑑」「同じ印影の印鑑」は、登録できません。

その他、ご不明な点がございましたら狭山市役所市民課までお問い合わせください。 電話 04-2953-1111 (代表)